資料３

犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画 ～ 骨格（基本方針-基本施策）の組立 ～

安全で安心なまちづくり条例

（定義）
第２条　この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組

（市民の役割）
第４条　市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

（広報及び啓発）
第８条　市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（市民の取組への支援）
第９条　市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（公共施設の整備等）
第 10 条　市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

（連携体制の整備）
第 11 条　市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等への支援）
第 12 条　市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

防犯対策において、特に配慮を要する「子ども」、「女性」、「高齢者」を特出し

基本計画

基本目標：犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

【 基本方針１ 】
自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

- （基本施策１）個人の防犯意識等を高める情報提供
- （基本施策２）子どもの防犯力
- （基本施策３）女性の防犯力
- （基本施策４）高齢者の防犯力

【 基本方針２ 】
みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

- （基本施策１）地域防犯活動の促進
- （基本施策２）協働による連携体制の充実
- （基本施策６）犯罪被害者等への支援
- （基本施策３）子どもの見守り
- （基本施策４）女性の被害防止
- （基本施策５）高齢者の安心した暮らし

【 基本方針３ 】
犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- （基本施策１）市民自らが行う環境整備の促進
- （基本施策２）防犯に配慮した公共施設の整備等
- （基本施策３）子ども等の安全に配慮した環境整備

ススキノ条例

- （基本施策４）歓楽街等を対象とした環境改善

暴力団排除条例

- （基本施策５）暴力団等の排除